

*****+*****+*****+*****+*****+*****+*****+*****+*****

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

E メール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

2025年12月4日(木)

NO. 1636号

本号3頁

自民は変わらず金権政治 法律以上寄付受け・選挙区で金配る

林芳正氏陣営の出納責任者を神戸学院大・上脇教授が地検に告発

…運動員に報酬18万円支払ったとして公職選挙法違反の疑いで

昨年10月の衆院選に関する林芳正総務相（山口3区）陣営が支払ったとする労務費を巡り、神戸学院大の上脇博之教授が1日、陣営の出納責任者に対する公職選挙法違反（買収など）、有印私文書偽造・同行使両容疑の告発状を林氏の選挙区である山口3区の近隣で「特別刑事部」のある広島地検に送付しました。

告発状では、出納責任者が昨年10月、運動員10人に選挙運動の報酬として、労務費名目で計約18万円を支払ったと主張。うち9人について隠蔽するために報告書や領収書に虚偽記入。また、山口県山陽小野田市の5人について、ポスターの維持管理の労務を行っておらず、報酬の授受もないにもかかわらず、領収書に署名し、労務費を支払ったと選挙運動費用収支報告書に虚偽記入した、などとしています。

林氏の事務所は「告発に係る事実関係を把握していないため、コメントは控える」としています。

収支報告書によると、林氏の陣営は昨年10~11月、約270人に労務費として計約316万円を支出。支払先として領収書に記載された同市の7人が取材に「領収書に身に覚えがない。報酬も受け取っていない」と証言しています。

「週刊文春」が11月13日号から4号連続で「運動員買収疑惑」として報道。NHKや中国新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞などメディア各社も関連する問題点を報じてきた。また国会の総務委員会でも追及され、林総務相は「事務所において調査中」などと答弁しています。

「事件の手口から判断すれば、（告発する事案は）氷山の一角にすぎず、捜査機関が捜査を尽くせば大規模買収事件として明るみになる可能性があると思料される」「常習犯の可能性が高いのではないか」などとした上で、資料や報道から「林議員の関与も疑われる」としています。

「週刊文春電子版」では、林大臣の疑惑について4本の記事を配信しています。

高市総理代表支部 企業から法律上限を超える1000万円の寄付を受けていた

高市総理大臣が代表を務める自民党の政党支部が、企業から法律で定められた上限を超える1000万円の寄付を受けていたことがわかったと報じられています。

政治資金収支報告書によりますと、高市総理が代表を務める「自民党奈良県第二選挙区支部」は2024年8月26日付けで、東京の企業から1000万円の寄付を受けたと記載されていました。

政治資金規正法は、企業の規模に応じて寄付できる金額の上限を定めていて、当該企業の上限は750万円でした。

高市事務所はANNの取材に「企業規模を誤認していた。250万円は返金させていただいた」とコメントしました。

片山財務相に職務権限 金融業界にペーパーフラッシュ 大臣規範に抵触か しんぶん赤旗報道

片山さつき財務・金融担当相は1日、東京都港区のホテルで政治資金パーティーを開きました。赤旗はこのパーティーで銀行、証券、保険の各業界向け受付があることを確認しました。片山氏は



金融行政に対して職務権限があります。パーティーは事実上の企業・団体献金です。パーティー券購入を受けて金融業界の要望を聞けば、汚職の構図となります。

片山氏のパーティーは、都心にある高級ホテルの地下大宴会場で午後6時から開かれました。最大2千人を収容できる大宴会場の前には、「K6000番台」などパーティー券の番号別の立て札がありました。ほかに「銀行業界 証券業界 保険業界 団体含めて」と書かれた立て札があり、参加者は券を見せて入場。手土産は片山氏の著書と弁当でした。

赤旗は片山氏の事務所に、職務権限を持つ片山氏が金融業界にパーティー券を販売するのは道義的にも問題があるのではなどと質問しました。片山事務所は「誤解を招かぬようすべて合意解約をすることで手続きしております」と説明。そのうえで「会場前に返金のテーブルを設け対応」と説明しました。

ただ会場前で取材した記者は、「返金用テーブル」を確認していません。もし返金したうえでパーティーに無料で参加していたなら、出席者は片山氏側から利益供与を受けたことになります。片山氏は参院比例代表選出であり、無料参加者が有権者ならば公職選挙法違反（寄付の禁止）にあたりかねません。

赤旗はあらためて片山事務所に質問しましたが、「書面の通りだ」と追加の回答は拒否されました。

参加者によると、パーティー券は1枚2万円。「千人はいた」と話します。2001年に閣議決定された「國務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」では、パーティーについて「国民の疑惑を招きかねないような大規模なものの開催は自粛する」とあります。07年には当時の町村信孝官房長官が参院決算委員会で、自粛する大規模パーティーとは「千人程度をめどにして考えている」と答弁しています。片山氏のパーティーは規範に抵触する疑いがあります。

また規範には、関係業者との接触について「職務に関連して贈物や便宜供与を受けること等であって国民の疑惑を招くような行為をしてはならない」とあります。金融業界にパーティー券を売ることも、規範に反する疑いがあると言えます。

高市・吉村氏会談、衆院定数1割削減で合意 今国会に法案

小選挙区25と比例20が軸

高市首相と維新の会の吉村代表は1日、官邸で会談し、衆院議員定数（465）を削減するための関連法案を巡り、削減方法について1年以内に結論が出なかった場合、小選挙区と比例代表合わせて約1割を削減することで合意しました。法案の実効性を担保するための措置で、削減数の内訳は小選挙区で25議席、比例代表で20議席の計45議席を軸に調整するとしています。法案を今国会に提出し、成立を期すことも確認しました。

首相は自民役員会で、法案について今国会での成立を期す意向を示しました。「期限があり苦労をかけるが、議論を進めてほしい」と語りました。

定数削減を巡る自維の実務者協議では、具体的な削減方法について法律の施行から1年以内に結論を得ることを確認し、削減幅は少なくとも45議席とする方針で一致していました。維新は比例で50議席削減する案を提示しましたが、自民は態度を保留し、公明党など一部野党も強く反発していました。

会談に同席した自民の鈴木俊一幹事長は記者団に「野党の協力も広く得る必要がある中で、比例代表だけでなく、小選挙区も含めて約1割を削減するとした」と説明。吉村氏は「高市総裁も出席する会議で合意に至ったことは非常に大きい」と語りました。

自民は1日、党政治制度改革本部の会合を開き、関連法案の内容や今後の日程について協議。加藤勝信本部長は会合後、記者団に2日から党内で法案審議の手続きに入る考えを示しました。

一方、鈴木氏は役員会後の記者会見で、17日までの今国会会期の延長に否定的な考えを示しました。「基本的には会期内に定数削減法案のみならず全ての法案を成立させたい」と語りました。

自民党内から「進め方が乱暴だ」などの異論

自民党と維新の会が共同提出する方針の衆議院の議員定数1割を削減する法案を巡り、自民党内から「進め方が乱暴だ」などの異論があり、党幹部への一任は持ち越しとなりました。

自民党岩屋前外務大臣 「進め方が乱暴だと思いますよね。主権者たる国民の代表をどう選ぶかと、どういう数であるべきかという議論ですから、これはやっぱり与党だけで決めていいことではない」「対話する姿勢を欠いている。この条文は外すべきだ」と反対しました。

日本保守党からも批判

日本保守党の百田代表は、自民党と日本維新の会が合意した衆議院の「小選挙区と比例代表を合わせて1割の議員定数削減」について、「削減理由が明確でない」などと疑問を呈しました。

議員定数の削減自体は「議論を重ねていかなくてはいけない問題」と認めつつ、維新が当初は比例代表からのみ削減する考えを示していたにもかかわらず小選挙区からも削減する方針に変更したことから、百田氏は自民と維新が合意した削減方針を「熟成されたものではない」「そういうものに振り回されている高市さんも情けない」と批判しました。

内閣の憲法改正原案の国会提出可能か 両論あり

内閣は改憲原案を提出できるのか？ 国会での高市早苗首相の改憲を巡る答弁が賛否を呼んでいます。憲法で「国会がこれを発議する」と規定されますが、内閣による改憲原案提出については見解が割れています。高市氏は内閣による提出を「可能」と明言。憲法審査会での議論が進まない中、内閣主導で改憲を進めることへの懸念も聞かれます。

◆首相が直接、明言するのは異例

「(内閣が)憲法改正の原案を国会に提出することも可能。内閣としてこの考えに変わりはない」。今月4日の衆院本会議の代表質問で高市氏はこう述べました。

維新の会の藤田共同代表が「内閣は憲法改正原案を国会に提出できることについて、政府の立場は引き続き変わらないか」と質問したのに対する答弁。「内閣総理大臣は内閣を代表して議案を国会に提出」できるとする憲法72条の規定を踏まえた2018年政府見解を踏襲したものです。ただ、憲法審で十分な論議を行わなくとも、内閣が国会に改憲原案を提出することができるとの認識を首相が示す形となり、波紋が広がりました。

改憲手続きは憲法96条で、衆参両院の総議員の各3分の2以上の賛成で国会が発議し、国民投票の過半数による承認が必要と規定しています。72条の「議案」に改憲原案が含まれるかどうかは明記されておらず、首相が直接、国会の代表質問の場で明言するのは異例です。

◆この内閣が憲法改正原案を提出できるのかとの問題は古くから議論されてきました。憲法96条は「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会がこれを発議する」と明記。一方、72条は「内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出する」と規定し、内閣に広く法案などの提出権があることを定めています。それまで、内閣が憲法改正原案を国会に提出できるとする説(肯定説)と、内閣が憲法改正原案を提出できないとする説(否定説)の二つの主張がありました。

◆2018年の政府見解は、憲法第72条の規定により、内閣は議案を国会に提出することが認められているとしました。憲法改正の原案を国会に提出することが可能であるとの考えです。

また、憲法第99条は日本国憲法が最高法規であることに鑑み、国務大臣その他の公務員は憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない趣旨を定めたものであり、憲法の定める改正手続きによる憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではないと考えています。